

12日から自主交渉

水俣病新認定の3人

四月に新しく水俣病に認定された十三人のうち、南北郡津奈木町岩城、築地原司さん（ベニラ）三人のチツソとの補償交渉が十二日午後四時から水俣市旭町、西生院で始まる。

築地原さんらは先月十二日、水

俣病訴訟弁護団の馬奈木昭雄弁護士（水俣市在住）らを代理人に立て、五月二十七日午後一時から水俣市幸町、レストラン「ナポレオン」でチツソとの補償交渉を開始したいと会社側に申し入れしてい

しかしチツソ株主総会などがはさまり会社側が延期の申し入れをしていた。訴訟、一任派のどちらにもかかわりなく補償解決を図ろうとするもので患者側は補償金額など白紙の状態で臨む。

会社側は昨年五月水俣病補償処理委のあつせんて大部分の患者と和解契約を結び、しかも四月に認定された十三人のうち、すでに八人に処理委のあつせんに準じた和解契約で補償金を支払っていることなどから、処理委のあつせんにこだわるとみられ、交渉は難航しそう。